

新型コロナウイルス感染拡大防止のための東京大学の活動制限指針

2021.04.26更新

レベル	総合	研究活動	授業 (講義・演習・実習)	学生の課外活動	学内会議	門の閉鎖
0	通常					
0.5	一部制限	感染拡大に最大限の配慮をして、研究活動を行うことができます。	最大限の感染防止対策を講じた上で、対面授業とオンラインを併用して授業を行います。	感染拡大に最大限の配慮をして、一部の課外活動を許可します。	感染拡大に最大限の配慮をして、対面会議を行います。オンライン参加を推奨します。	原則、守衛のいる門のみ開き、入構には健康管理報告の提示が必要です。
準1	一部制限	研究活動は続行できますが、感染拡大に最大限の配慮をしつつ、学生・研究員・研究スタッフ（研究室関係者）は現場での滞在時間を減らし、可能な場合は自宅で作業することを検討する必要があります。	オンラインでの実施を中心としつつ、対面で実施するほうが教育効果の高い授業は、最大限の感染防止対策を講じた上で、対面（オンラインとの併用を含む）で授業を行います。	感染拡大に最大限の配慮をして、一部の課外活動を許可します。	対面会議は必要最小限とし、移せるものからオンライン会議に移行します。	原則、守衛のいる門のみ開き、入構には健康管理報告の提示が必要です。
1	制限-小	研究活動は続行できますが、感染拡大に最大限の配慮をしつつ、学生・研究員・研究スタッフ（研究室関係者）は現場での滞在時間を減らし、可能な場合は自宅で作業することを検討する必要があります。	オンライン講義のみ	全面禁止	対面会議は必要最小限とし、移せるものからオンライン会議に移行します。	原則、守衛のいる門のみ開き、入構には健康管理報告の提示が必要です。
2	制限-中	現在進行中の実験・研究を継続するために必要最小限の研究室関係者のみの立ち入りが許可されます。立ち入る研究室関係者は現場での滞在時間を減らすとともに、それ以外の研究室関係者は自宅での作業となります。	オンライン講義のみ	全面禁止	オンライン会議のみ	原則、守衛のいる門のみ開き、入構には健康管理報告の提示が必要です。
3	制限-大	以下の研究スタッフ（事情によっては大学院生・研究員も可）の研究室への立ち入りが許可されます。 1) 中止することにより大きな研究の損失を被ることになる、長期間にわたって継続している実験を遂行中の研究スタッフ 2) 進行中の実験を終了あるいは中断する業務に関わる研究スタッフ 3) 生物の世話、液体窒素の補充、冷凍庫修理など研究材料の維持あるいはサーバーの維持のために一時的に入室する研究スタッフ	オンライン講義のみ	全面禁止	オンライン会議のみ	守衛のいる門のみ開き、入構には健康管理報告の提示が必要です。
4	構内活動の原則停止	大学機能の最低限の維持のために、専攻長など組織代表者の許可の下で、生物の世話、液体窒素の補充、冷凍庫修理、サーバー保持などを目的に、一時的に入室する研究スタッフのみの立ち入りが可能です。	オンライン講義のみ	全面禁止	オンライン会議のみ	緊急性の高い用務のみ入構を許可します。守衛のいる門のみ開き、入構には健康管理報告の提示と入構記録が必要です。

*なお、医療関係者およびコロナウイルス研究従事者はこの活動制限の適用範囲外

*この活動制限指針は、今後の状況に応じ、随時見直しを行う場合があります。